

市政トピックス

水道料金等改定のお知らせ

水道課 料金企画係 ☎(95)0132

消費税率引上げに伴い、水道料金、下水道使用料および受益者分担金が改定になります。

平成24年8月に消費税法および地方税法が改正され、平成26年4月1日から消費税率が地方消費税と合わせて8%に引き上げられることになりました。



市でも、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る必要から、水道料金、下水道使用料および受益者分担金について、現行の消費税5%相当額の転嫁を平成26年4月1日から8%相当額にする条例改正案が、平成25年市議会12月定例会で認められました。詳しくは、広報ちりゅう4月1日号および市ホームページに掲載予定です。

固定資産税・都市計画税の減免

税務課 資産税係 ☎(95)0148

母子または父子世帯や65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯で、固定資産税・都市計画税の納付が困難であり、1月1日現在の条件にすべて当てはまる人は減免が受けられます。

該当すると思われる人は減免の申請をお願いします。

請をしてください。

▼条件

- 低所得により、生活のため国・県または市から各種福祉手当、各種年金などの支給を受けている。
- 世帯全員が、居住用以外の固定資産を持っていない。
- 居住用の宅地の面積が200㎡以下である。
- 世帯全員の総所得金額が生活保護法による保護基準の1.1倍を超えない。

【高齢者のみの世帯の減免に該当する収入金額の例】

- ・70歳以上の高齢者1人の世帯で、年金の収入金額がおよそ210万円以下の場合。
- ・70歳以上の高齢者2人の世帯で、年金の収入金額がおよそ250万円以下の場合。

※生活保護基準の変更や、世帯の年齢状況等により基準額は毎年変動しますので、納付が困難な人はご相談ください。

- ▼申請方法 ①印鑑②福祉(年金)手帳・障害者手帳・年金証書等を持参の上、税務課にある指定様式で納付期限の7日前までに申請してください。

一般不妊治療費補助金制度

保健センター ☎(82)8211

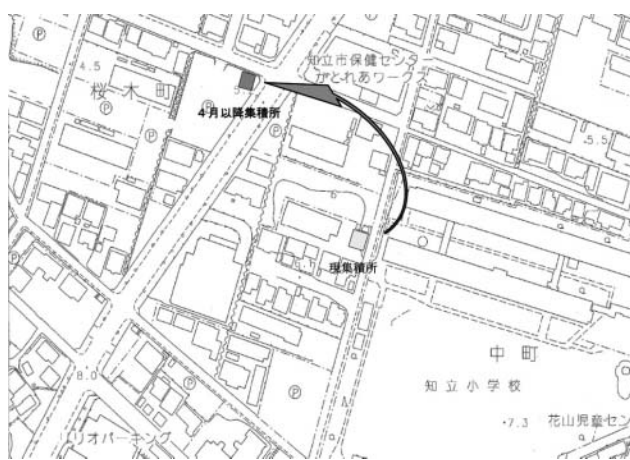
不妊で悩んでいるご夫婦に、その治療費の一部を補助します。

- ▼対象者 ご夫婦のどちらかが知立市に住所があり、医療保険に加入し、医師に不妊治療の必要があると診断された法律上のご夫婦(他の市町村で同様の補助を受けている場合は対象外)
- ▼対象治療 平成25年3月1日～平成26年2月28日までに受けた不妊検査、一般不妊治療、人工授精
- ▼対象費用 不妊治療に要する費用の自己負担額。健康保険適用外の費用も対象となります。(文書料などの治療に直接関係のない費用は対象外)
- ▼補助内容 1夫婦1年度につき1回、自己負担額の2分の1、上限5万円(1年度は3月受診分から翌年2月受診分です)
- ▼申請期間 3月31日(月)
- ▼その他 申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

中町の資源ごみ・不燃物の集積所および集積日の変更

環境課 ごみ減量係 ☎(95)0126

これまで中町区の資源ごみ・不燃物集積所として利用していた渡辺機械社宅東集積所は、3月24日(月)の集積を持って閉鎖し、4月2日(水)から保健センター駐車場(現本町区利用集積所、下図参照)でごみの集積を行います。



【保健センター駐車場内集積所】

この移転に伴い、集積日を月曜日から水曜日へ変更します。集積時間は今までどおり午後4時～7時です。また、中町区内の集積所がある集合住宅の資源ごみ・不燃物の集積日も水曜日へ変更します。(回収は木曜日です)。

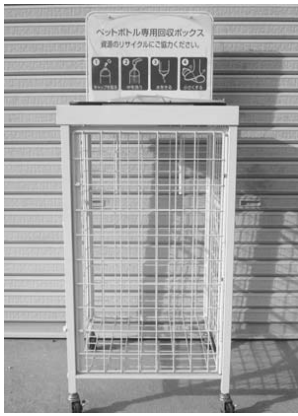
なお、保健センター駐車場内集積所は本町区との共同利用となるため、月曜日は本町区の集積日となります。集積日をお間違いないようご注意ください。

本町区については集積日および集積時間の変更はありません。ご理解、ご協力をお願いします。

市政トピックス

TEL 0566-83-1111(代表)
 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

※問合せは知立市役所



市では地区集積所や不燃物処理場以外の場所でペットボトルを回収できるよう、市内協力店に依頼し、店頭または入口付近にペットボトル回収BOXを設置して回収を行っています。

さらに多くの人がペットボトルをリサイクルしやすくするため、ペットボトル回収協力店を募集します。

▼協力店への依頼内容
 店頭または入口付近に、市で配付するペットボトル回収BOXを設置し、配付する回収袋を入れ替えて、集まったペットボトルを保管していただきます。

保管したペットボトルは定期的に市で回収します。回収袋は足りなくなったら随時配付します。

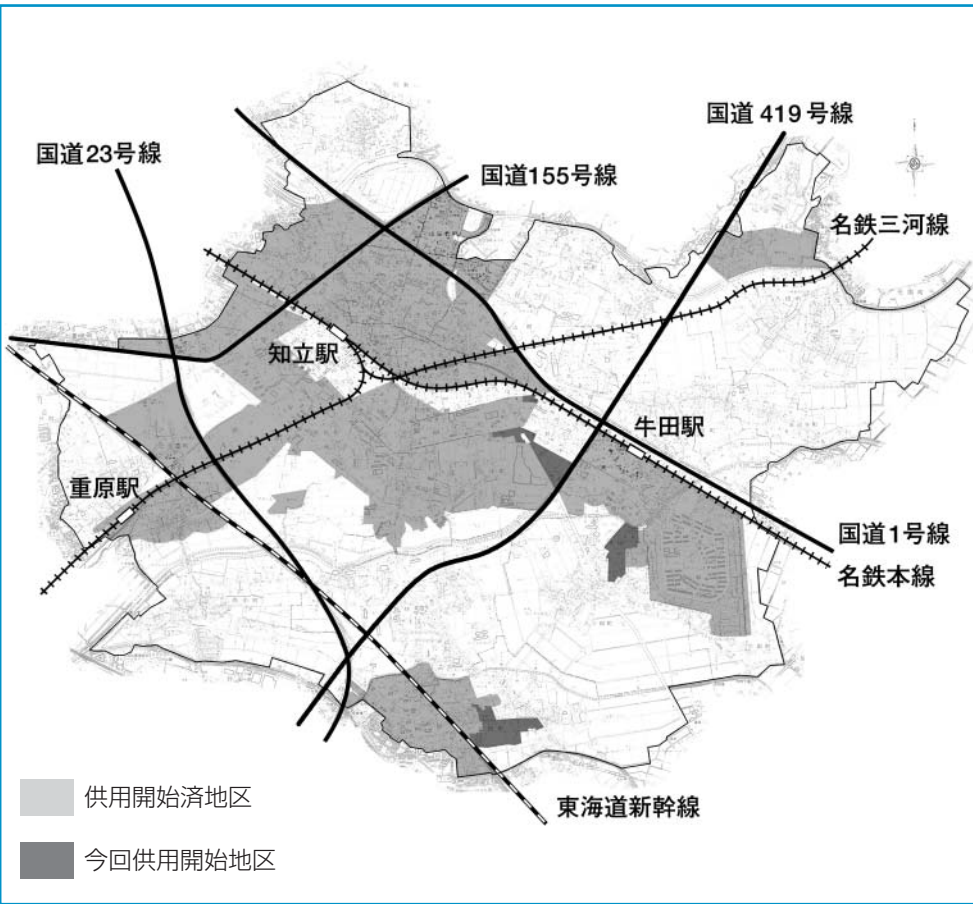
協力していただける店舗の人はご連絡ください。ご協力をお願いします。

ペットボトル回収協力店募集
 環境課 ごみ減量係 (☎0126)

下水道供用開始区域が広がります

下水道課 下水庶務係
 (☎0159)

平成26年3月31日から、長篠町大山、池端3丁目、広見4丁目、新池二丁目、新池三丁目、谷田町北屋下、



谷田町南屋下、八ツ田町二丁目、八ツ田町二丁目の一部区域で、新たに下水道が使用できます。(左図参照)

次のおり縦覧します。

▼縦覧期間 3月14日(金)～27日(木) (土日曜日、祝日を除く)

▼縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所 下水道課 (市役所2階)

●下水道への接続

今回下水道が使用できるようになった区域にお住まいで、汲み取り便所を使用されている人については3年以内に、それ以外の人は速やかに下水道への接続をお願いします。

なお、すでに使用できる区域にお住まいで、まだ接続工事をされていない人も同様をお願いします。

●受益者負担金制度

公共下水道の整備に伴い、下水道が使えるようになった区域の人に建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

新たに下水道が使えるようになった区域の土地の所有者に対し、5月頃に受益者申告書を送付します。その申告書により誰を受益者(支払者)にするかを申告していただきます。

その後、市は申告書に基づき受益者を決定し、土地の面積に応じて受益者負担金を負担していただく通知をさせていただきます。(負担金は土地に対して賦課されるもので、一度限りです。)

負担金額は、受益地面積に1㎡当り350円を乗じて算出します。(受益者負担金に消費税はかかりません。)

詳しくは受益者負担金についてのホームページをご覧ください。

○ホームページ
<http://www.city.chiryu.aichi.jp/000001573.html>

知立中央保育園の閉園式を行います

知立中央保育園 (☎81)9604)

知立中央保育園は3月31日をもって閉園となります。



昭和44年4月開園以来、親しんでいただいた地域の皆さん、利用いただいた皆さん、閉園式にご参加いただき、昔を懐かしんでいただいたり、平成25年度卒園する子どもたち、新しい保育園に転園する子どもたちの就学、就園をお祝いしてください。皆さんのお越しをお待ちしています。

▼とき 3月24日(月) 午前11時から
▼ところ 知立中央保育園 遊戯室
なお、閉園後は、「(仮称)中央子育て支援センター」を建設します。

中央子育て支援センターの建設と一時移転

中央子育て支援センター (☎81)5500)

3月の知立中央保育園の閉園に伴い、同園で実施している中央子育て支援センター・ちりゅうファミリーサポートセンターの活動を、一時移転して実施します。

▼移転場所 西児童センターの一室 (福祉体育館内)

▼期間 4月1日(火)～平成27年3月31日(火) (予定)

▼連絡先 中央子育て支援センター・ちりゅうファミリーサポートセンターともに、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスの変更はありません。

平成27年4月以降は、現在の知立中央保育園の用地に建設予定の「(仮称)中央子育て支援センター」で、活動を実施します。従来の子育て支援センターの活動に加え、心身の発達に心配や遅れのある子どもたちを支援する療育事業の活動拠点にもなります。

市税徴収嘱託員募集

市税課 徴収係 (☎95)0117)

▼募集人員 若干名 (平成26年4月1日採用)

▼応募資格 昭和19年3月31日以降

に生まれた心身ともに健康な人で、普通自動車免許を有する人

▼勤務内容 滞納整理システムを使っての各種実態調査等に関するデータ入力、調査書類の発送補助業務、収納窓口業務補助、臨戸調査補助業務

▼勤務時間 月～金曜日の週5日以内、月21日以内、午前9時～午後4時、1日7時間以内

▼休日等 毎週土・日曜日および祝日と年末年始

▼勤務先 知立市役所 税務課

▼報酬・条件等 月額14万9千500円 (平成25年4月1日現在)

▼試験日時 3月18日(火) 午後1時30分から

▼選考方法 面接

▼応募方法 3月3日(月)～14日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)午前9時～午後5時15分)に次の書類を税務課窓口へ提出してください。

・市販の履歴書もしくは市ホームページからダウンロードした申込用紙、写真(縦4cm×横3cm)2枚(うち1枚貼付、3か月以内に撮影のもの)

臨時職員(軽土木作業員)募集

土木課 建設企画係 (☎95)0155)

▼募集人員 1人

▼応募資格 車の運転ができること、日本語で日常会話および簡単な読み

書きができること、簡単なパソコン業務ができること、年齢63歳未満

▼勤務内容 道路・公園のパトロール等、施設の点検、軽修繕・清掃等軽微な作業や報告書の作成を行います。

▼雇用期間 4月15日(火)～9月30日(火) (勤務成績により更新可能)

▼勤務日 週5日(土・日曜日、祝日を除く)

▼勤務時間 午前9時30分～午後4時(60分休憩)

▼賃金 1時間940円(月末締め翌月16日支給)

▼採用方法 書類選考後面接

▼募集期間 3月3日(月)～14日(金)

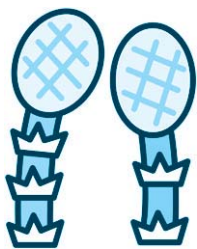
▼提出書類 履歴書(写真貼付)、自動車運転免許証の写し

※市役所開庁時間内に土木課へ持参

「ご存知ですか! 検察審査会

岡崎検察審査会事務局 (☎0564)5793)

交通事故などの犯罪の被害にあったが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの人は、遠慮なく岡崎検察審査会にご相談ください。



TEL 0566-83-1111(代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

お詫びと訂正

広報2月16日号8ページ「微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起について」に誤りがありましたので、ここにお詫びして訂正させていただきます。

誤「70 μ g/mg」

正「70 μ g/m³」

▶問合せ 環境課 環境保

全係(☎95-0154)

- ▼交通
 - ①車でお越しの場合は、棚尾小学校グラウンド、南中学校グラウンドを駐車場としてご利用ください。
 - ②公共交通機関でお越しの場合は、名鉄三河線碧南駅から会場まで徒歩約8分
- ▼ところ 碧南市ものづくりセンター(碧南市汐田町1-1-2)
- ▼内容 巨大スクリーンを使ったAR体感ゲーム、全日本製造業コマ大戦、ワークショップ
- ▼とき 3月29日(土)・30日(日) 午前10時～午後5時
- ▼お問い合わせ 碧南市ものづくりセンター(☎41-3311)

碧南市経済環境部 商工課
 労政観光係(☎41-3311)

技能五輪プレイイベント 「碧南ワザランド」

救命講習会(3月開催分) あなたは愛する家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会場	安城消防署	碧南消防署
講習会名	普通救命講習Ⅲ	普通救命講習Ⅰ
開催日時	3月15日(土) 午前9時～正午	3月16日(日) 午前9時～正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	3月5日(水)午前9時から募集開始 (☎75-2494) 救急係へ	3月5日(水)午前9時から募集開始 (☎41-2625) 救急係へ
対象者	碧南市・刈谷市・安城市・高浜市および知立市に在住、在勤、在学の人(いずれの会場でも受講できます。)	
内容	普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時などの処置 ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課(☎63-0135) ホームページ <http://www.kinutoh.jp/>

第36回新春武道大会結果

1月19日(日)福祉体育館で、新春武道大会が開催されました。市内外の武道家が多数参加し、素晴らしい演武と試合が行われました。試合結果は次の通りです。(敬称略) ▶問合せ 福祉体育館(☎82-5151)

部門	優勝
形 新人の部	大岡賢太郎
形 初級の部	田中航太
形 初級の部B	渡辺美月
形 中級の部	梶原紫乃
形 上級の部	戸崎航
形 小学生有段の部	寺本結衣
形 中学生有段の部	坂田亜優奈
形 中学生有段の部	倉益紅葉
形 一般の部(有級)	井上龍成
組手 小学生の部A	倉益志穂
組手 小学生の部B	近藤慧依
組手 中学生の部	岩堀凌治
組手 一般の部B	柳田直紀
幼年男子1の部	木沢煌太
幼年女子1の部	積木日菜
小学1の部	中凧牙
小学2の部	積木康太
小学3の部	竹本匠吾
小学4の部	小出和季
小学5の部	村井尊
小学6の部	河合晴海
中学男子1の部	河合海希

部門	優勝
竹刀組の部	松井隆登
小学1・2年の部	大溝泰史
小学3・4年の部	林勇太朗
小学5・6年の部	徳永拓也
中学女子の部	加藤あかね
中学男子の部	坂田直也
高校女子の部	佐藤奈津
高校男子の部	大谷朋也
一般女子の部	五嶋千夏
一般男子の部	神谷知宏
小学1年生の部	大多和心
小学2年生の部	伊藤翔太
小学3年生の部	田村颯悟
小学4年生の部	酒井威典
小学5年生の部	安井健人
小学6年生の部	竹内隆登
中学生男子60kg以下級	佐藤大樹
中学生男子60kg超級	山本拓正
中学生女子の部	後藤紗矢
優射賞	野村伎季
学生男子の部	ノグチジオゴ
学生女子の部	南呼晴
一般男子の部	伊藤雅彦
一般女子の部	松井あさこ



知っていますか？軽自動車税

▼問合せ 税務課 市民税係 ☎(95)0116

軽自動車税は4月1日現在の所有者等（納税義務者）に課税されます。軽自動車を登録、廃車、譲渡等する場合、関係機関への届出が必要で、また、スクラップ、盗難等により実際に所有していなくても、所定の手続きをしないと、いつまでも税金がかかります。

車種	課税標準	年税額		
原動機付自転車	総排気量50cc以下のもの	1,000円		
	総排気量が50ccを超え90cc以下の二輪	1,200円		
	総排気量が90ccを超え125cc以下の二輪	1,600円		
	総排気量が50cc以下で三輪以上（ミニカー）	2,500円		
小型特殊自動車	農耕作業用（農耕トラクターなど）	1,600円		
	その他のもの（フォークリフトなど）	4,700円		
軽自動車	二輪のもの（総排気量が125cc～250ccまで）	2,400円		
	四輪のもの	乗用	営業用	5,500円
			自家用	7,200円
		貨物用	営業用	3,000円
			自家用	4,000円
	二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	4,000円	

軽自動車税は、月割で計算します。4月1日を過ぎてから、廃車、名義変更をしても税の払戻しはありません。

3月末は、窓口が混雑しますので早めに手続きをお済ませください。



○納税方法

年1回、5月中旬に納税通知書を送付しますので5月末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）までに市役所、最寄りの市税取扱金融機関およびコンビニエンスストアで納めてください。

※口座振替の人は、5月末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）に指定口座から引き落としされます。便利な口座振替をぜひご利用ください。

○軽自動車税の減免

原則として、心身に障がいのある人（18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人）が所有しているオートバイ、軽自動車にかかる税金は、障がいの程度により一台に限り減免が受けられます。

なお、すでに普通自動車で税金が減免されている場合は受けられません。

▼申請期限
4月2日（水）～5月26日（月）までに税務課市民税係へ。

▼持参するもの
身体障害者手帳等・自動車検査証・運転免許証（該当の車を運転する人のもの）・印鑑

○軽自動車の手続き

- ▼市役所のできる手続き
- ・原動機付自転車（125ccまで）
- ・小型特殊自動車
- ・ミニカー

手続き内容	必要なもの	
登録するとき	販売業者から購入する場合	登録者の印鑑、販売証明書
	市外から転入した場合	登録者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート
	人から譲り受けた場合	登録者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート、譲渡証明書
廃車するとき	登録者の印鑑、ナンバープレート	
盗難にあったとき	※必ず警察に届けてください 警察への盗難届出済の証明できるもの、登録者の印鑑	

○登録者と届出者が違う場合、届出者の印鑑が必要になります。

▼市役所以外の手続き場所
※車種により異なります。

車種	届出先	
二輪の軽自動車（125cc～250ccのもの）	軽自動車協会	三河分室 豊田市若林西町西葉山48番地1 (☎0565-52-3111)
軽自動車	軽自動車検査協会	愛知主管事務所 三河支所 豊田市若林西町西葉山48番地2 (☎0565-51-2555)
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	運輸支局	西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46 (☎050-5540-2047)

原動機付自転車、小型特殊車両以外は自家用自動車組合でも代行しています。（岡崎、豊田ナンバーは除く）
安城商工会議所内（☎76-3451）、刈谷商工会議所内（☎21-3702）

バイク・原動機付自転車にも自賠責保険（共済）への加入が法律で義務付けられています。無保険（無共済）で走行すると、法律により罰金および罰則が課せられ、免許停止処分となります。

▼自賠責保険（共済）の取扱い
損害保険会社、農業協同組合（JA共済連）、労働者共済生活協同組合（全労済）、自動車共済協同組合（全自共）、トラック交通共済協同組合（交協連）

※バイク、原動機付自転車は次の代理店等で加入手続きができます。
バイク販売店・カーディーラー・コンビニエンスストア・損害保険会社の代理店・農協等

3月1日(土)～7日(金)まで、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます

平成25年度全国統一防火標語 「消すまでは 心の警報 ONのまま」

空気が乾燥して、火災が発生しやすい季節になりました。私たちの生活の中には、火災の原因となる要素が多数あります。その要素を取り除いて火災が発生しない環境をつくるには、火災予防の知識と備えが必要です。

春の火災予防運動が始まるこの機会に、みんなで火災予防に取り組みましょう。

【住宅防火 命を守る 7つのポイント】—3つの習慣・4つの対策—

〈3つの習慣〉

- ①寝たばこは、絶対やめる。②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

〈4つの対策〉

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

～つけていますか？住宅用火災警報器～



平成25年度防火作品
特選 江坂実秋さん
刈谷市立双葉小学校
1年の作品

現在、全ての一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

○設置が義務づけられている主な場所は？

寝室(2か所以上の寝室がある場合は、その部屋ごと)、2階に寝室がある場合は階段、台所。

○どこで買えるの？

お近くの家電販売店やホームセンターなどで購入できます。

取り付けたら安心？？

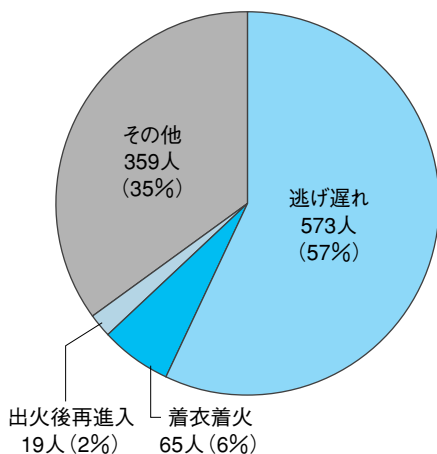
住宅用火災警報器をせっかくつけても、故障や電池切れでは意味がありません。いざというときにきちんと機能するよう、定期的にお手入れや作動確認をしましょう。

○点検方法は？

本体からぶら下がっているひもを引くか、ボタンを押すだけ。警報音が鳴れば正常です。(警報音は5秒程度で止まります)

～住宅火災による死亡原因の第1位は「逃げ遅れ」です～

住宅火災による死亡原因
平成24年全国数値(放火自殺を除く)



平成25年は管内で239件の火災があり、そのうち住宅火災は51件あり死者は2人でした。

就寝中は、火災に気付くのが遅れ、気付いたときには既に火が回った状態となり、有毒ガスにより、身動きが取れなくなる場合が多いようです。

命を守る上で火災の早期発見が非常に大切です。その早期発見に一役買ってくれるのが住宅用火災警報器なのです。

つけてよかった！住宅用火災警報器

県内では毎年約150件の住宅用火災警報器の奏功事例が報告されています。

○子どもの居室から出火！隣室で就寝中であつた母親が住宅用火災警報器の警報音で目を覚まし、一緒に避難。

○庭のゴミ箱が放火され、建物に火災が拡大！住宅用火災警報器の音で目を覚ました家人がバケツで消火。

▶ 問合せ 衣浦東部広域連合消防局予防課 (☎63-0136)